

第 3 6 回 小 浜 市 農 業 委 員 会 議 事 録 (縦 覧 用)

と き 令和 2 年 5 月 2 8 日 (木) 午後 4 時 0 0 分

と ころ 小 浜 市 役 所 3 階 3 0 2 会 議 室

出席委員

1 番 玉井絢子	2 番 橋詰忠和	
4 番 松尾志信	5 番 赤尾裕子	6 番 松井和幸
7 番 山本聡	8 番 東清俊	9 番 岡田昌樹
10 番 西田尚夫		

欠席委員

3 番 福永吉孝		

遅刻委員

出席事務局 阪本事務局長、的場 G L、大和、奥村、藤田

令和 2 年 5 月 2 8 日（木）午後 4 時 0 0 分小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室において、第 3 6 回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案第 1 5 0 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 1 5 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 1 5 2 号 農地転用事業計画変更申請について
- 議案第 1 5 3 号 小浜市農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 1 5 4 号 令和元年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価
- 議案第 1 5 5 号 令和 2 年度の目標およびその達成に向けた活動計画

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として6番松井委員、7番山本委員を指名致します。なお、現地調査委員は、6番松井委員、7番山本委員でした。それでは、『議案第150号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】それでは議案第150号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明申し上げます。1件ございます。番号1、申請者、小浜市〇〇、〇〇。申請土地の表示、所在・地番、〇〇。地目は登記、田、現況、宅地。面積が156㎡。利用状況は不耕作。1反当たりの収穫高はありません。土地利用等関係法令表示ですが、都市計画区域内用途指定なし、農業振興地域内農用地区域です。転用目的は住宅敷地造成。事業又は施設の概要は住宅敷地です。こちらは2月に農振除外の審議をしていただいた案件でして、現在農振除外の手続き中で公告縦覧をしております。既に現況が宅地であるために始末書が提出されています。今から52年前、昭和43年に申請者の亡くなったお父さんが隣接する宅地と今回の申請地にまたがる形で住宅を建築されました。そして昭和52年、43年前には今回の申請地にかかる形で離れを建築されまして、現在まで宅地として利用されてきました。昨年、住宅をリフォームされまして、融資を受ける際に登記と現況地目が異なることから農振除外及び転用の手続が必要になったものです。農振農用地内の第1種農地に該当し、既存施設の拡張であるため転用可能と考えます。以上です。

【議長】はいありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。

【7番委員】一昨日、松井委員と事務局と現地調査をしてきましたので報告させていただきます。場所なんですけど、〇〇の集落に入った一番最初の家となっています。こちらなんですけど、一番下のところに、〇〇のところなんですけど、こちらは大分前に現況証明の申請がされているところでした。現在リフォームはされているということで、周辺には道路と、農地がないということもありますので、特に周りに対する影響はないと判断させていただきました。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第150号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ申請させていただきます。

続きまして、『議案第151号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】それでは議案第151号について説明申し上げます。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、4件ございます。

番号1、申請者は貸人、小浜市〇〇、〇〇。借人、小浜市〇〇、〇〇。申請土地の所在・地番、〇〇、〇〇、〇〇。地目はそれぞれ登記、現況とも田。面積がそれぞれ1,012㎡、1,012㎡、1,012㎡の内900㎡。利用状況は水稻。1反当たりの収穫高は420kg。土地利用等関係法令表示ですが、都市計画区域内用途指定なし、農業振興地域内農用地区域です。転用目的は、工場建築および駐車場整備。事業又は施設の概要については工場1棟および駐車場40台です。こちらも農振除外の手続中であり3月に農振除外の審議をしていただいております。〇〇川の拡幅に伴いまして、河川沿いにある現在の会社の駐車場が削られ縮小してしまうために、代替地となる駐車場の整備と、新規にお椀を自社製造するために新たな工場を建設するものです。公共施設、〇〇と〇〇から概ね500m以内の区域にあり、公共水道管が埋設された沿道にある第3種農地に該当するため、転用可能と考えております。

続きまして番号2、申請者は譲渡人、小浜市〇〇、〇〇。譲受人、小浜市〇〇、〇〇。申請土地の所在・地番は〇〇。地目は登記が田、現況が畑。面積が1,850㎡の内520㎡。利用状況は栗。1反当たりの収穫高は50kg。土地利用等関係法令表示は都市計画区域外、農業振興地域内農用地区域外です。転用目的は住宅建築及び通路整備。事業又は施設の概要として、住宅1棟及び通路20㎡。こちらは概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内に位置する第1種農地に該当し日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため転用可能と考えております。

続きまして番号3、申請者は譲渡人、小浜市〇〇、〇〇。譲受人、小浜市〇〇、〇〇。

申請土地の所在・地番は〇〇。地目は登記簿、田、現況、畑。面積が1,850㎡の内1,333.02㎡。利用状況は栗。1反当たりの収穫高は50kg。土地利用等関係法令表示が、都市計画区域外、農業振興地域内農用地区域外。転用目的は、貸資材置場の整備。事業又は施設の概要としまして、貸資材置場となっております。先ほどの番号2の案件と同じ筆の一部を貸資材置場として転用するものです。この貸資材置場は申請人の勤務先であります〇〇が使用する計画です。〇〇にあります〇〇の本社事務所周辺に工事車両を置く場所を探していたとのことです。

概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置する第1種農地に該当し、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため転用可能と考えます。

続きまして番号4、申請者は譲渡人、小浜市〇〇、〇〇、小浜市〇〇、

〇〇。譲受人が小浜市〇〇、〇〇。

申請土地の所在・地番は〇〇、〇〇。地目はそれぞれ登記、現況とも田。面積がそれぞれ325㎡、764㎡。利用状況は不耕作。1反当たりの収穫高はありません。土地利用等関係法令表示が、都市計画区域内用途指定なし、農業振興地域内農用地区域。

転用目的が駐車場整備。事業又は施設の概要は、駐車場15台分。こちらにも2月に農振除外の審議をしていただきまして、現在、農振除外の手続中です。〇〇の事業拡大により、現在の従業員駐車場を事業用敷地として利用するため、新たに従業員駐車場15台分を整備するものです。農振農用地内の第1種農地に該当し、既存施設の2分の1以内の拡張であるため転用可能と考えます。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。

【7番委員】こちらの案件なんですけど、3月に農振除外申請があった場所になっております。こちら〇〇地区の〇〇と〇〇の間にあります。3筆ありますが田んぼとしては2枚の場所となっております。現在こちら造成しようとしているところで、あと1m以上上げるような表示がされていましたが、こちら耕作されている耕作者と集落の中との話し合いは既に完了しているとのことでした。こちらの2枚の田んぼに対して前の道路も拡張するということも集落内の要望もあるようですので、こちらの道路、そして排水、用水路の整備もしっかりするとのこと、周りの田んぼ等への影響はないという風に判断させていただきました。

こちら、二つ目と三つ目の案件なんですけど、〇〇から〇〇方面に入ってくださいまして、〇〇地区にあります川沿いの農地となっております。こちらの申請者なんですけど、青い物件が〇〇の会社でありまして、こちらの従業員がこちらに住宅を建設すると。そしてそこに資材置場も同時に作るということでした。こちらなんですけど、既に前は建築屋さんにも挟まれておりまして、1区画耕作放棄地があるんですけど、道路そして川、土手ということで、周りの農地に対する影響はないと判断させていただきました。現在は栗が植わっているということで樹齢でいうと15年前後かなという若い栗が植わっていましたがこちらにも既に撤去して建設されるということでした。

4件目なんですけど、〇〇の一番奥にありますトンネルの手前の〇〇の駐車場建設の案件です。こちらなんですけど、結構大きなトラックが中に進入されるということもあるんですけど、現在は駐車場スペースが足りてないということもあり、道沿いに路駐をされているような車も見受けられました。聞くところによると大きな重機が入られるときは、この路駐が道路の方まではみ出してしまおうということもあって、トンネルから出てきてすぐその車で、危険なところでもあるという風な話も聞いております。そしてこの周りの田んぼなんですけど確認させていただきましたところ耕作放

棄地ということもあり、こちらの排水路も既に埋まっているような状態でした。こちらなんですけど、ここはまた造成してしっかりと水路を更に確保するというのと、駐車場から道路に出ずに出入りできるように建設するそうです。そしてしっかりと土盛りはしますけど、周りの農地に対する影響はないようにするということですので、問題はないという風に判断させていただきました。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。それではないようですので、異議のない方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第151号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ申請させていただきます。

続きまして、『議案第152号 農地転用事業計画変更申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】議案第152号、計画変更申請について、説明申し上げます。こちらは令和2年1月28日付け福井県指令若企第202025002号の計画変更です。変更内容は転用目的の変更です。当初計画について、当事者住所、福井県〇〇、氏名、〇〇、職業は〇〇。転用目的は建売住宅の建築9棟。所在地番は小浜市〇〇、田、992㎡。小浜市〇〇、田、992㎡。区域としては、都市計画区域内用途指定なし、農業振興地域内農用地区域外。変更計画については転用目的が変更されまして、建売住宅の建築8棟になります。この変更理由につきましては、隣接農地の所有者との協議で、十分な日照を確保するため境界から40cm内側に控えて造成することになり、住宅敷地の面積が減少したため、建築棟数を9棟から8棟に変更するものです。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

【7番委員】こちら場所なんですけど、〇〇号線と〇〇が交差する〇〇の反対側の場所になります。こちら斜め前が先日〇〇の駐車場として転用された場所でもあります。現在転用がされてまして、元々住宅建築9棟を予定であったんですけど、隣接する農地との協議の結果、こちら転用後に出た話であったそうなんですけど、十分な日照を確保するためにはこちらぎりぎりまで家を建てられると困るという意見が出たそうです。現在こちら40センチ、見た目は40センチ以上あるのではないかというところを既に確保されているということもありまして、こちらに全部で8棟の家を建築するということになるそうです。中央にしっかりとした通路を確保すると、こちらの40センチを引いた場合、十分な宅地の面積が確保できないということもあり、9棟から8棟へという計画変更になるそうです。元々の場

所、9棟建てるところですので特に周りに対する影響はないと判断させていただきました。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何か質問等ございませんか。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、異議のない方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

【議長】ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第152号 農地転用事業計画変更申請について』は、原案どおり県へ申請させていただきます。

続きまして『議案第153号 小浜市農用地利用集積計画の承認について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】議長、番外。議案第153号 小浜市農用地利用集積計画の承認ということで議案の説明をさせていただきます。小浜市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく利用権設定等促進事業について下記のとおり令和元年度小浜市農地利用集積計画書の案を作成し、利用権設定を受ける者および当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利またはその使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得たので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、同意を求めるということとさせていただきます。今回の議案につきましては次のページに一覧表と詳細の議案を付けさせていただいております。それでは1枚おめくりいただきまして、一覧表の方で説明をさせていただきたいと思います。権利の設定につきましては相対賃借ということと2件ございます。1件目につきましては〇〇の〇〇さんが〇〇さんから土地を借り受けるものとございます。こちらにつきましては〇〇で2筆、1,994㎡ということで、期間につきましては来月6月1日から令和4年の3月31日までの1年10ヶ月の賃借権。賃借料10アール当たり10,000円ということになってございまして、こちらについては既に〇〇さんは農地を借りて耕作をされておったんですが、利用権が設定されていないと。〇〇さんですけれども、今、農地を購入されることも考えておられまして、今、全く権利も設定されていないと〇〇地区での下限面積も満たせないということで今回利用権を設定するというものとございます。2件目につきましては、利用権の設定を受ける者、〇〇でこちらの方は〇〇の〇〇さんから農地を借り受けるものとございます。こちらにつきましては今まで〇〇の方で地域おこし協力隊の研修農場として借りている農地ですね。毎年1年毎に更新の利用権を設定させていただいております。こちらの〇〇ですね、今までは〇〇ということで農林水産課が事務局であったんですけど、食文化館の方に事務局が移動しまして、名前が少し変わっている次第でございます。こちらの方ですね、6月1日から来年の3月31日まで9ヶ月、1

0アール当たり7,400円で賃借権を設定するものでございます。説明は以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】それではないようですので、異議のない方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第153号小浜市農用地利用集積計画の承認について』は、原案どおり異議なしとさせていただきます。

続きまして、『議案第154号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】それでは説明させていただきます。議案第154号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。こちらは農業委員会法により農業委員会事務の実施状況を公表するものとなっております、この様式が定められております。事務局で案を作成いたしましたので、本日もご審議いただきたいと思っております。それでは概要を説明いたします。まず、154号1ページ目、農業委員会の状況。1、農業の概要について。こちらは2015年の農林業センサスなど各種統計に基づいて記載しております。2の農業委員会の現在の体制について。こちら内容は昨年と同じでございます。現在の委員さんの任期が令和2年7月19日までですので現在改選の手続きを進めておるところです。2ページ目をお願い致します。担い手への農地の利用集積、集約化。平成30年度末の田の集積面積が686ヘクタールで新たに51ヘクタールの農地が担い手に集約され、令和元年度末の実績が737ヘクタールとなりました。昨年定めた集積目標782ヘクタールに対して94パーセントの達成率となっております。3、目標の達成に向けた活動。人・農地プラン説明会を国富、雲浜、今富、遠敷、加斗地区において述べ16回開催しております。4、目標及び活動に対する評価では堅海地域においてきめ細やかな推進活動によりまして中間管理事業による農地集積が進展しました。今後同様の活動を進めていきたいと考えております。3ページをお願い致します。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進。こちら令和元年度の実績といたしまして、新規参入が1経営体、こちら〇〇の〇〇です。取得した農地面積は3.9ヘクタール。3の目標の達成に向けた活動、こちら活動実績の中で、親元の農業を引き継いだ新規就農者1名が〇〇です。そして法人への就職が決定された1名というのは〇〇に就職された〇〇です。そして新規就農を目指す研修中の1名が地域おこし協力隊の〇〇です。目標および活動に対する評価については、新規就農者に対する研修支援事業をこれからも継続すると共に市内定着に

向けた支援を行っていく必要があると考えます。次のページをお願いします。遊休農地に関する措置に関する評価。令和元年度の遊休農地解消実績がマイナス1.7ヘクタールということで増加という結果になりました。中名田地域での放牧事業によりまして3.5ヘクタールの遊休農地が解消された一方で農業委員さん、推進委員さんのパトロールによって既存の遊休農地が発見されたために全体では増加する結果となりました。4目標及び活動に対する評価。地域の中心経営体と連携することで遊休農地が解消された中名田の事例があったことから、今後、他の地域でも遊休農地を耕作地に変えられるように地域の中心経営体の体質強化を図っていくことが重要だと考えます。続きまして5ページをお願いします。5、違反転用への適正な対応。令和元年度の実績は0.8ha、農振農用地の4箇所、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇です。続きまして6ページをお願いします。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということで、6ページの1番は3条の許可申請、そして2番の農地転用に関する事務というのは4条・5条の転用案件についてそれぞれ令和元年度中の処理件数を記載しております。7ページをお願いします。農地所有適格法人からの報告への対応ということです。14法人で前年と増減はありません。続いて8ページの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、こちらは特にありません。最後の事務の実施状況の公表等ということですが、議事録それから活動計画の点検・評価についてそれぞれ市のホームページで公表しております。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。これにつきまして何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。それではないようですので、異議のない方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第154号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について』は、原案どおり決定とさせていただきます。

続きまして、『議案第155号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】それでは議案第155号の説明をさせていただきます。こちらも議案154号と同様に農業委員会法により公表することとなっております。事務局で案を作成してまして、本日ご審議いただきたいと思います。1ページ目、1の農業者等の概要については議案154号と内容は同じとなっております。2ページ目をお願いします。担い手への農地の利用集積・集約化。1、現状及び課題については、上段に書いてある面積については田と畑の合算の面積、そして下段の方は田のみを記載してあります。現在、

田の集積面積は737ヘクタール、集積率にしますと56.3パーセントとなっております。2、令和2年度の目標及び活動計画、こちら県の基本方針に準じまして、令和5年度末に集積率8割達成という目標を立てています。この目標に向けて令和2年度は74ヘクタールの新規集積を数値目標としております。3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進。2の令和2年度の目標及び活動計画です。1経営体を想定しております。参入目標面積の0.7ヘクタールといいますのは野菜の経営規模を想定したのものになっています。活動計画としては新規就農希望者への研修の実施や就農希望者募集フェアへの出展など新規就農希望者の確保へ努めていきたいと考えております。3ページをお願いします。遊休農地に関する措置。現状では遊休農地面積が74.5ヘクタール。全体の農地面積の5.2パーセントとなっております。令和2年度の目標及び活動計画、解消の目標を遊休農地面積の4パーセント、3ヘクタールとしています。こちらは過去5年、年度によって解消された年や反対に増えた年もあったんですけども、解消された年の実績数値の平均から4パーセントという目標を立てております。5、違反転用への適正な対応。こちら原状回復が難しいという課題がありますけれども、新たな発生を防ぐために農地パトロールや啓発、広報活動を行うこととしております。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何か質問等ございませんか。

【議長】もっと集積率あげましょうということで、またひとつ。さきほど挨拶でも触れさせていただいたんですけど、ただいま52.2%ということで、ご協力をよろしく願います。

それではご意見ないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第155号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について』は、原案どおり決定とさせていただきます。これですべての議案を終了致しました。それでは来月の日程をお願いいたします。

【事務局長】来月の日程でございますけれども、6月25日木曜日午前9時から現地調査を予定しておりまして、8番東委員と9番岡田委員に対応をよろしく願います。6月29日月曜日午後4時から第37回農業委員会となっておりますので、よろしく願い致します。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは第36回農業委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

令和 年 月 日

【議長】_____

署名委員_____
